

3月はごみが多くなる季節です 「粗大ごみ」の出し方ガイド

問 美化プラント ☎ 046(281)2258
046(281)2811

町ホームページ
「粗大ごみ(大型粗大ごみ)」



3月は就学や就職、転勤などで引っ越しが多くなるため、出される粗大ごみも多くなる時期です。適正なごみ処理にご協力をお願いします。

粗大ごみとは 家具や家電製品、自転車、布団など、一辺の長さが50cmを超える物です。なお、オートバイやピアノ、畳など、町で回収できない物もあります。詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。
大型粗大ごみとは 粗大ごみの中で、縦・横・高さのいずれか一辺の長さが180cmを超え、かつ幅または厚さが10cmを超える物です。

戸別訪問収集 1回に3点まで収集できます。

Step① 電話かメールで美化プラントへ申し込み

粗大ごみの品目・個数・大きさや持ち出し場所(庭など)を、具体的にお知らせください。
収集日は申込日のおおむね1~2週間後の木曜日になります。

●受付時間 平日 午前8時30分~正午、
午後1時~5時15分
土曜日 午前8時30分~正午

Step② 「粗大ごみ収集処理申込券」を購入し粗大ごみに貼り付け

収集の手数料は、粗大ごみ1点につき1枚(500円)、大型粗大ごみ1点につき2枚(1,000円)です。
申込券は美化プラント、住民課、ラビンプラザ、レディースプラザのほか、町内の商店やコンビニエンスストアの一部で購入できます。

Step③ 粗大ごみを屋外に出す

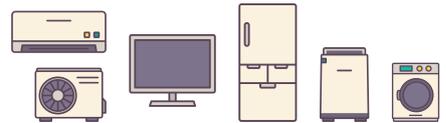
収集日の午前8時30分までに、申し込み時に指定した持ち出し場所(庭など)に出しておいてください。

- 建物内での作業は行いませんので、自宅敷地内の屋外に置いてください。
- 収集時刻の指定はできませんが、収集の際に立ち会っていただく必要はありません。

美化プラントへの持ち込み

- 受付時間 平日・祝日 午前9時~11時30分、
午後1時~4時30分
土曜日 午前9時~11時30分
- 持ち物 持ち込みができるのは町民の方のみです。住所が確認できる物(運転免許証など)をお持ちください。
- 手数料 粗大ごみ1点につき300円、大型粗大ごみ1点につき600円です。現金でお支払いください。

家電4品目を捨てる場合



家電のうち、エアコン(本体・室外機)、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、「家電リサイクル法」に基づき処分するため通常の粗大ごみと出し方が異なります。詳しくは、町ホームページなどをご覧ください。

町ホームページ
「家電リサイクル(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)」



不要品のリユース(再利用)を検討しましょう

インターネットサイト **おいくら?** なら 手軽に早く売れるかも!

愛川町は、おいくらと連携してリユースを推進しています。

詳しくはコチラ「愛川町×おいくら」から ▶



インターネットサイト「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと連携し、リユース促進に取り組んでいます。不要になった品物は、「おいくら」を通じて買い取りの査定依頼を出すことができ、見積り結果を比較できます。搬出が大変な大型の家具や家電なども出張買取の対象です。

令和8年度の「ごみ・資源物収集カレンダー」は、3月18日(水)の朝刊(朝日・毎日・読売・神奈川・産経・東京・日経)への折り込みで配布します

新聞を購読されていない方はコンビニや町ホームページで!

問 環境課 廃棄物対策班
☎(内線)3513

新聞を購読されていない方は、町役場、ラビンプラザ、レディースプラザなどの公共施設や、町内コンビニエンスストアなどで配布するほか、町ホームページに掲載しますので、ご利用ください。

外国語版は、9カ国語(スペイン・ポルトガル・英・中国・タイ・クメール(カンボジア)・タガログ(フィリピン)・ベトナム・シンハラ(スリランカ))に対応していますので、環境課へお問い合わせください。



町ホームページ
「ごみ・資源物収集カレンダー」

住所の変更が多くなるこの時期、平日に手続きに来られない方のために 住民課 休日窓口を開設します

3月29日(日)、4月5日(日)

役場1階 住民課 午前8時30分～正午

問 住民課 住民窓口班
☎(内線)3312



◎取り扱い業務

- 転居、転入、転出などの住所異動手続き
(転出証明書が無い場合と海外からの転入は除く)
- 住民票の写しの交付(広域交付は除く)
- 印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
- 戸籍謄抄本の交付(広域交付は除く)
- 特別永住者証明書などに関する手続き
- マイナンバーカード交付・電子証明書に関する手続き
(マイナンバーカード申請支援窓口(無料の写真撮影)は休止です)

住民票・印鑑登録証明書の取得は 「コンビニ交付」「電話予約での休日交付」を ご利用ください!

問 住民課 住民窓口班 ☎(内線)3312

平日に役場へ来られない方は、早朝や夜間、休日に身近なコンビニエンスストアなどで各種証明書を取得することができる「コンビニ交付」や、土曜・日曜・祝日などの閉庁日に証明書の受け取りができる「電話予約での休日交付」をぜひご利用ください。

コンビニ交付(マイナンバーカードをお持ちの方)

◎利用場所

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの、マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど

◎手数料

役場窓口で交付するときの手数料と同額

注意 手数料の減免対象に該当する場合でも、「コンビニ交付」では減免されません。減免を受ける場合は、町役場または連絡所をご利用ください。

◎交付できる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、
印鑑登録証明書



◎利用時間

午前6時30分～午後11時のうち、各店舗の
営業時間内(メンテナンス時などは利用できません)



町ホームページ
【ご利用ください】
コンビニ交付
サービス

電話予約での休日交付

◎交付できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

◎予約の受け付け

- 受付日は、交付を希望する日の前7日間の平日です。
(午前8時30分～午後5時に、住民課へ電話で予約をしてください)
- 予約者および証明書の受領者は、本人または本人と同一世帯にある方に限ります。
- 印鑑登録証明書の交付を希望する方は、印鑑登録証(カード)をお手元にご用意ください。

◎受取場所

予約の際に、受取場所(役場1階住民課、半原・中津連絡所)を
指定していただきます。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

◎受け取り方法

希望日に、指定した受取場所へお越しください。

時間 役場1階住民課:午前8時30分～午後5時
半原・中津連絡所:午前8時30分～午後9時

◎受け取りの際には次のものをお持ちください。

- 来庁する方の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- 手数料(1通につき300円)
- 印鑑登録証明書の場合は、
印鑑登録証(カード)



町ホームページ
「住民票の写し・印鑑登録証明書の
電話予約による休日の受取り」

マイナポータルから オンラインで転出届を提出できます

問 住民課 住民窓口班 ☎(内線)3314



町ホームページ
「引っ越しワンストップサービス」

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届(愛川町から他の市区町村への引っ越し)の提出が可能です。このサービスを利用し転出される方は、町役場窓口への来庁が原則不要で、ご自宅での手続きが可能となります(転出証明書の交付はありません)。また、転入(町外から愛川町へ)・転居(愛川町内での引っ越し)の手続きも、町役場へ来庁予定を連絡することで、窓口でのご案内をスムーズに行うことができますので、事前にご連絡ください。

※窓口に来庁が不要なのは転出届のみです。転入届と転居届は窓口への来庁が必要です。



● サービスを利用できる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内の住所での引っ越しをする方

● オンラインで転出届の提出ができる期間

引っ越し日の30日前から引っ越し日の10日後まで

- 単身での引っ越しのほか、同一世帯員の方の引っ越しでも利用可能です。
- マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン、パソコン、ICリーダーなどの機器が別途必要です。

● ご利用にあたっての注意点

- オンラインでの転出届け出後、実際に引っ越しをされた日から14日以内に転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。
- 転入(転居)届の際は、必ずマイナンバーカードをお持ちください。
- 転入(転居)届をする前に、マイナポータル上で転出届・転入(転居)予定連絡の申請状況が「完了」になっていることをご確認ください。
- マイナンバーカードの氏名・住所などを最新の情報に更新していない場合は利用できません。
- **マイナンバーカードに電子証明書が未発行または失効している場合や、暗証番号が分からない場合は利用できません。**

軽自動車税の課税基準日は 毎年4月1日です

問 税務課 町民税班 ☎(内線)3274

町ホームページ
「軽自動車税」



区分	窓口
<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機付自転車(125cc以下) ● 特定小型原動機付自転車 ● 小型特殊自動車 ● ミニカー 	愛川町役場 税務課 ☎(内線)3274
<ul style="list-style-type: none"> ● 二輪の軽自動車(125cc超~250cc) ● 二輪の小型自動車(250cc超) 	関東運輸局 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 ☎ 050(5540)2037
<ul style="list-style-type: none"> ● 軽三輪自動車 ● 軽四輪自動車 	軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 ☎ 050(3816)3120

軽自動車や原動機付自転車の所有者などを変更した場合は、**3月31日(火)**までに必ず手続きをしてください。

車種によって手続きの場所や必要書類が異なりますので、あらかじめ電話などでご確認の上、お越しください。



町が発注する小規模工事・修繕の 受注希望者登録申請を受け付けています

問 管財契約課 契約検査班 ☎(内線)3267

● 対象案件

1件当たりの予定価格が50万円以下の小規模工事・修繕

● 申請資格

町内に住所および事業所がある個人事業者または町内に本店がある法人事業者で、次の要件を全て満たす方

- 登録を希望する業種について1年以上の業務実績がある
- 地方自治法施行令第167条の4に定める欠格事項(契約締結能力がない者、不正行為をした者など)に該当しない
- 町の入札参加資格登録者でない
- 業務に必要な許可・資格などを有している
- 納期限の到来した町税および国民健康保険税を完納している
- 個人事業者または法人の役員などが、愛川町暴力団排除条例第2条第4号に掲げる「暴力団員等」または同条第5号に掲げる「暴力団経営支配法人等」でない

● 申請方法

申請書に記入の上、管財契約課へ直接お持ちください。申請書は管財契約課と町ホームページで配布しています。



町ホームページ
「小規模工事・修繕の
受注希望者登録を受け付けます」

知って備える! 安全・安心のまち

問 住民協働課 交通防犯班 ☎(内線)3245



侵入盗が増えています! 防犯の見直しを

厚木警察署管内の主な犯罪発生状況 令和7年1月1日~12月31日 ()内は前年比

区分	全刑法犯	主な内訳					
		知能犯 (特殊詐欺など)	侵入盗	オートバイ 盗	自転車盗	車上狙い	部品狙い
愛川町	157 (+17)	5 (-2)	21 (+8)	7 (+3)	21 (-11)	4 (-4)	3 (-2)
厚木市	1,529 (+132)	113 (+22)	95 (+22)	107 (+45)	341 (+9)	47 (-4)	54 (-14)
清川村	4 (-3)	0 (-1)	2 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
合計	1,690 (+146)	118 (+19)	118 (+30)	114 (+48)	362 (-2)	51 (-8)	57 (-16)

町内の刑法犯認知件数は、前年比で17件の増加となっています。なかでも「侵入盗」の発生件数は、厚木警察署管内全体で増えており、こうした犯罪の被害を防ぐためには、家庭や事業所、空き家の管理者などが自ら適切な防犯対策を講じていくことが重要です。在宅時でも玄関や窓を施錠する、防犯機器を活用するなど、被害に遭わないための対策を実施してください。

また、近年多発している強盗などの犯罪を未然に防ぐため、町では住宅の防犯対策に要した費用の一部を助成していますので、ご活用ください。



町ホームページ
「住宅用防犯対策費用の一部を助成します」

二輪車や 高齢者の事故に注意!

厚木警察署管内の人身事故の発生状況

令和7年1月1日~12月31日 ()内は前年比

区分	発生件数	死者数	負傷者数
愛川町	87 (+23)	0 (-1)	107 (+38)
厚木市	590 (-28)	7 (+4)	660 (-40)
清川村	8 (-2)	0 (±0)	11 (-4)
合計	685 (-7)	7 (+3)	778 (-6)



事故の内訳 令和7年1月1日~12月31日

()内は前年比

区分	二輪車	自転車	歩行者	高齢者	子ども	飲酒
愛川町	23 (+11)	21 (+2)	9 (-4)	31 (+8)	8 (+5)	2 (+1)
厚木市	148 (+10)	125 (-19)	108 (-1)	186 (+16)	38 (+1)	6 (+3)
清川村	2 (-5)	1 (+1)	0 (-1)	3 (±0)	1 (+1)	0 (±0)
合計	173 (+16)	147 (-16)	117 (-6)	220 (+24)	47 (+7)	8 (+4)

町内の事故発生件数は、前年比で23件の増加となっており、「二輪車」「自転車」「高齢者」が関係する事故が依然として多い状況です。交通安全の輪を家庭や職場、地域へと広げ、今年も笑顔で1年を過ごせるよう、交通ルールを守って思いやりのある運転に努めましょう。

改正道路交通法

問 住民協働課 交通防犯班 ☎(内線)3245

4月1日から自転車運転に 「青切符」制度が導入されます

自転車に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)などを内容とした、改正道路交通法が4月1日(水)に施行されます。



青切符とは

比較的軽微な交通違反をしたときに警察官から渡される交通反則告知書で、青い紙であることから、「青切符」と呼ばれます。反則金を納めなかった場合、刑事処分の対象になることがあります。

自転車の主な交通違反と反則金

(取り締まりの対象年齢は16歳以上)

- 携帯電話の使用など(保持) 12,000円
- 信号無視 6,000円
- 通行区分違反(右側通行など)※ 6,000円
- 指定場所一時不停止 5,000円
- 公安委員会遵守事項違反(傘差し、イヤホン使用など) 5,000円

※歩道通行可の標識がある場合や、交通状況上車道の通行が危険な場合などは除く

●その他の主な改正点

- 車が自転車などの右側を通過する際のルール新設

車などが自転車などの右側を通過する際、十分な間隔がないときには、その距離に応じた安全な速度で進行しなければなりません(罰則:3カ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金)。
また、自転車などはできる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません(罰則:5万円以下の罰金)。

- 普通仮免許などの年齢要件引き下げ

これまで18歳以上でなければ取得できなかった普通仮免許や準中型仮免許の年齢制限が引き下げられ、17歳6カ月から取得できるようになります。これにより、早生まれの方でも在学中の早い時期から教習を進め、仮免許を取得することが可能になります。

なお、本免許を取得できるのは、これまで通り18歳以上です。

学校運営協議会委員を募集します



地域とともにある学校づくりを目指し、学校運営などについて協議する審議会の委員を募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

- 募集人数 町立小・中学校 各1人
- 任期 令和8年6月1日～令和10年5月31日(2年間)
- 年間開催予定回数 3回
- 報酬 会議1回につき2,000円
- 応募資格
 - 町内在住または在勤・在学などで、原則として会議に出席できる方
 - 他の審議会などの公募委員でない方
 - 町職員および町議会議員でない方

問 教育委員会 指導室 ☎(内線)3619 町ホームページ「学校運営協議会」
FAX 046(286)4588
✉ shido@town.aikawa.kanagawa.jp

- 応募期限 4月3日(金)
- 応募方法

「審議会等委員応募申込書」に必要事項を記入し、教育委員会指導室へ。郵便・ファクス・電子メールでも受け付けます。申込書は、役場1階町政情報コーナー、教育委員会、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。

ご存知ですか？国民年金「付加年金」



納めた付加保険料分は年金受給開始から2年で回収できるため、3年目以降はまるまる得する年金制度です。

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379

町ホームページ「もらう年金を増やすには」

国民年金の、第1号被保険者(自営業、自由業、学生など)と任意加入被保険者の保険料は定額となっており、令和7年4月からの月額17,510円です。これに加えて月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上乗せして付加年金が支給されます。付加年金の金額(年額)は「200円×付加保険料の納付月数」で算出され、物価スライド(増額・減額)はありません。

たとえば、付加保険料を10年間納めた場合



納付額は、400円×10年(120月)=48,000円
年金受給時に上乗せされる毎年の増額分は、200円×10年(120月)=24,000円 になります。

受給金額の増額分

1年目	24,000円
2年目	24,000円(累計48,000円)
3年目	24,000円(累計72,000円)
4年目	24,000円(累計96,000円)

2年目で納付額相当の増額分を受給

3年目以降はまるまるお得!

- 注意事項
 - 国民年金基金に加入中の方は付加年金のお申し込みはできません。
 - 手続きの際には本人確認書類(免許証またはマイナンバーカード)、年金手帳・基礎年金番号通知書をお持ちください。

春の全国火災予防運動 3月1日(日)～7日(土)

～火災がない地域づくり～

空気が乾燥し火災が起こりやすい時季です。一人一人が火災予防を心掛け、尊い生命や大切な財産を火災から守りましょう。

火災の発生を防ぐ 4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
たばこの火種が消えたか
守らないと..... 確認しなかったため火災に
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
ストープの前に衣類を置いて
守らないと..... 火災に
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
こんろに火をつけたまま
守らないと..... その場を離れて火災に
- 4 コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
束ねた電気コードや
守らないと..... たこ足配線から火災に

問 消防課 予防班 ☎(内線)3717

林野火災に備え 消防団と消防署が合同訓練を実施!

近隣地域でも発生している林野火災に対応するため、町消防団と町消防署の合同により、宮沢林道周辺や八幡神社周辺の山林で火災が発生したという想定で、合同指揮本部の設置・運営訓練や、消防ホースを延長して高所に放水する訓練を実施しました。また、岩手県大船渡市で昨年発生した林野火災の際に緊急消防援助隊として活動した消防職員が、林野火災特有の性質や放水方法などについて、消防団員へ指導しました。



放水訓練の様子